

助成金申請書類作成の手引き

令和6年度
燃料電池トラック実装支援事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階西

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc_truck

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

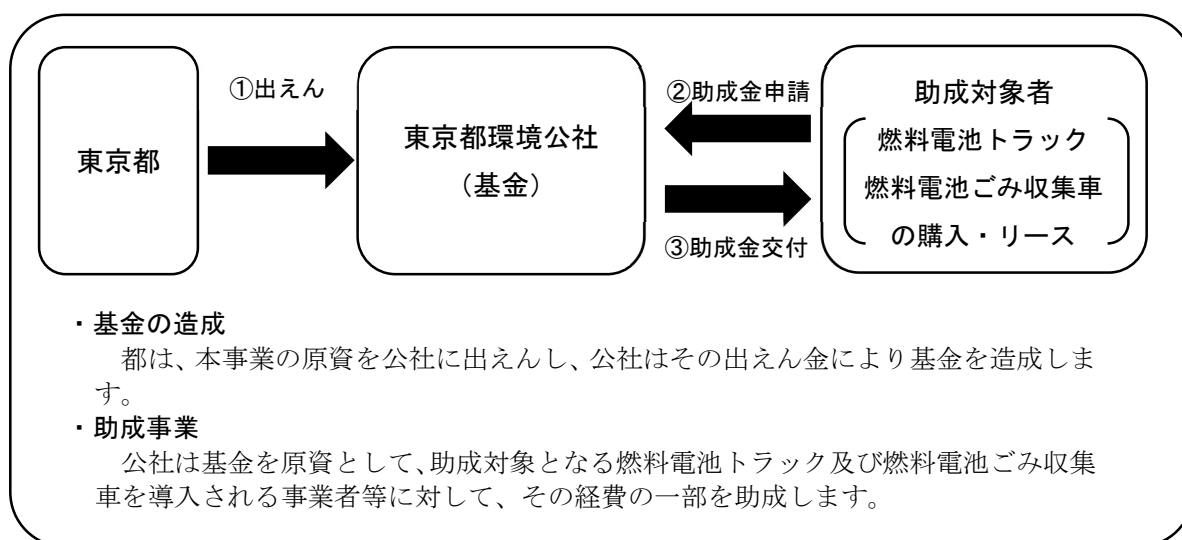
I	事業の概要	4
1	目的	4
2	事業スキーム	4
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	5
III	交付申請について	5
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	5
2	対象の確認	6
3	申請の流れ	8
4	お手元にご用意するもの	9
	(1) 燃料電池トラック申請の場合	9
	(2) 燃料電池ごみ収集車申請の場合	13
5	申請手続きについて	16
6	助成金額について	17
7	オンライン申請手続について	20
IV	助成金を申請後に必要なこと	21
1	助成事業の経理（交付要綱第 18 条）	21
2	申請の撤回（交付要綱第 10 条）	21
3	債権譲渡について（交付要綱第 11 条）	21
4	交付決定の取消し（交付要綱第 12 条）	21
5	処分の制限（交付要綱第 17 条参照）	21

I 事業の概要

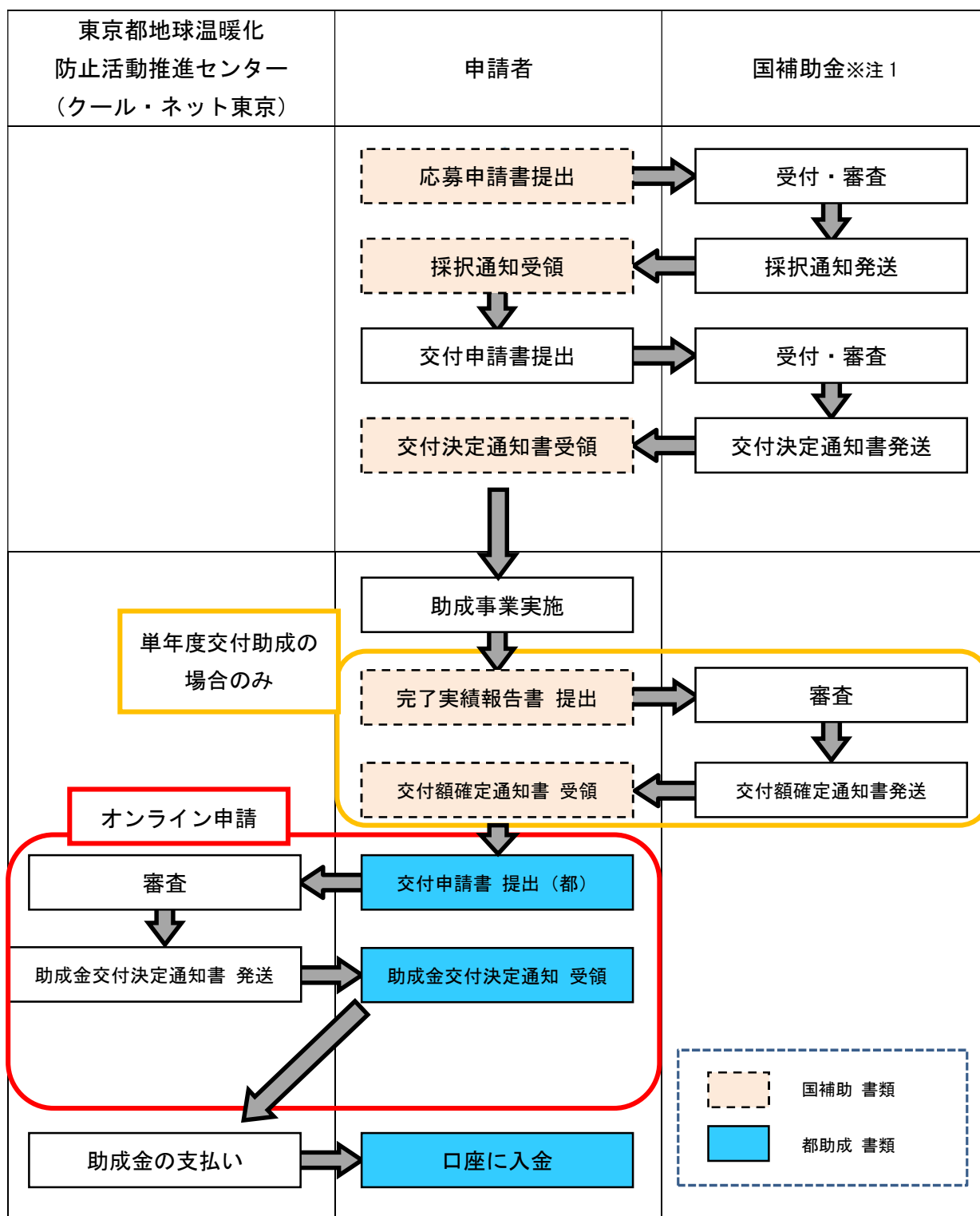
1 目的

燃料電池トラック実装支援事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社が、燃料電池トラックを導入するに当たり、その経費の一部を助成することにより、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池トラックの普及を促進することを目的に実施するものです。

2 事業スキーム



II 助成金を受け取るまでのスケジュール



※注1 経済産業省の「グリーンイノベーション基金」、環境省の「商用車の電動化促進事業」など

III 交付申請について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの

不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象トラックを、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象トラックの管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 交付申請、実績報告及びその他の申請において、申請者または手続き代行者は本事業の要綱及び手引きを十分理解した上で申請を行ってください。
手続き代行者においては要綱等に従って手続きを遂行していないと認める場合が、代行の停止を求める場合があります。

(6) 申請に係る情報については、個人情報のため申請者並びに手続き代行者以外にお答えすることは一切できませんので、ご了承ください。

2 対象の確認

申請者（民間企業、区市町村（実施要綱第2条第四号を満たす燃料電池ごみ収集車を導入する場合に限る）リース事業者、独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、法律により直接設立された法

人、その他東京都知事が認める者)は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 過去に税金の滞納がない
	(2) 刑事上の処分を受けていない
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(5) 燃料電池トラックである ※道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 2 条に規定する準中型自動車または大型自動車 ※燃料電池ごみ収集車の場合は、実施要綱第 2 条第 1 項第 4 号の定義を満たすものであること
	(6) 初度登録日(助成対象トラックが初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。)が令和 6 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間の燃料電池トラック(中古車を除く。)である
	(7) 道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にある
	(8) 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りではない。
上記「✓」は該当するかご確認するものです。また、 過去に虚偽申請(提出書類の偽装など)があった者は(4)に違反します。	

✓	上 乗 せ 要 件
グリーン経営認証または ISO14001 認証を交付申請までに取得した場合	
	(1) 車両の使用者がいずれかの認証をしており、証書に記載の住所と自動車検査証における使用の本拠が一致している
	(2) 交付申請時に認証取得を完了していること
商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、燃料電池ごみ収集車を 10 台以上導入する場合	
	(1) 本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で燃料電池ごみ収集車を 10 台以上導入すること。
	(2) 協定書で示した開所予定日までに定置式水素ステーションを開所すること
燃料電池ごみ収集車を 5 台以上導入する場合	
	(1) 本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で燃料電池ごみ収集車を 5 台以上導入すること。

※燃料電池トラック申請における企業規模の定義は P.18 に記載をしております。

3 申請の流れ



ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。
令和6年度受付期限 令和7年3月31日（月曜日）17:00まで

※申請者は、助成対象トラックを購入・リースし初度登録を完了した後、初度登録日から1年以内に申請を行ってください。（オンライン申請日＝受付日にて受付処理を行います。ご申請漏れがないようご注意ください。）

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

(1) 燃料電池トラック申請の場合

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 現在事項全部証明書（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの） ※地方公共団体を除く	10MB
	(2) 法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの） ※地方公共団体を除く	5MB
	(3) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等） ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
	(4) 導入車両の代金の支払いに係る領収書 ※車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。 ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
	(5) 導入車両の自動車検査証	5MB
	(6) 導入車両のリース契約書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要。	5MB
	(7) 転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	5MB
	(8) 貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の場合は不要	5MB

(9) ディーゼルトラックの車両本体価格を証明する書類（見積書等） ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
(10) ディーゼルトラックのリース契約書（案）等 ※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。 ※申請日時時点で、1年以内に発行されたものであること。 ※申請者が中小企業者でない場合は不要	5MB
(11) 国の交付決定通知書または額確定通知書 ※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
(12) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の助成金受け渡しを行っていることを証明すること	5MB
(13) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	5MB
(14) グリーン経営認証または ISO14001 認証を取得していることがわかる書類 ※上乗せ助成を受ける場合のみ必要 ※車両の使用者が認証を受けており、導入する車両の使用の本拠の位置と証書の住所が一致することが必要	5MB
(15) 中小企業であることが確認できる書類 ※申請者が中小企業者である場合	5MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。
※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請日から3か月以内に発行されたもの）
確認事項：申請者情報との突合、資本金

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
確認事項：税金の滞納がないこと、直近の書類であること
 ※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。
 - ・令和5年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
 - ・窓口は都税事務所
 - ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・(廃業等)届出書」の写しを提出
 - ・非課税の場合は、令和4年分又は令和5年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(3) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、諸元、商流

- ・車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。
- ・車両本体価格（標準架装費用を含む）以外の費用は含めないこと（値引き等）

(4) 導入車両の代金の支払に係る領収書（領収書、入金確認書等代金支払い証明）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、領収金額

- ・車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

(5) 導入車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、新車、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 初度登録年月日が令和6年4月1日から令和13年3月31日であること。
- ④ 使用の本拠の位置が東京都内であること。
- ⑤ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(6) 導入車両のリース契約書等

※リース契約の場合のみ必要

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること、車両情報、メンテナンス・サービスの項目がわかること（中小企業の場合のみ）

- ① 申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの
※印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等
- ② リース料金がわかるもの
- ③ 車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること
- ④ メンテナンス・サービスの項目がわかり、費用が含まれていること

(7) 転リース料がわかる書類

※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要

※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること

確認事項：契約による事業者の関係、金額

(8) 貸与料金の算定根拠明細書

※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要

※国等複数年度交付助成の場合は不要

※国補助及び都補助相当額を減額してリースしていること

確認事項：金額

(9) ディーゼルトラックの車両本体価格を証明する書類（見積書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：同等仕様のディーゼルトラック車両本体価格、諸元、商流

- ① 導入車両と積載量、全長等の仕様が同等であるトラックであり、車両本体価格の記載があるものに限る
- ② 車両本体価格（標準架装費用を含む）以外の費用、値引き等は含めないこと
- ③ 申請日時点で1年以内に発行されたものに限る

(10) ディーゼルトラックのリース契約書（案）等

※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。

※申請日時点で、1年以内に発行されたものであること。

※申請者が中小企業者でない場合は不要

確認事項：導入車両と同等仕様のディーゼルトラックをリース対象としているか、導入車両のメンテナンス・サービス項目と同一の項目となっているか

(11) 国の交付決定通知書または額確定通知書

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

確認事項：交付対象者、金額

(12) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類

※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要

確認事項：契約内容

- ① 受託者の燃料電池トラックを導入すること
- ② 受託者の燃料電池トラックの導入費用について、委託元が国等複数年度交付助成の助成金相当額の補助を証明すること
- ③ 受託者は燃料電池トラック導入の際、委託元に車両番号等の情報を申告すること

(13) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。

- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(14) グリーン経営認証または ISO14001 認証を取得していることがわかる書類

※上乗せ助成を受ける場合のみ必要

確認事項：交付対象者、有効期限、使用の本拠と証書に記載の住所が一致するか。

(15) 中小企業者であることが確認できる書類

※助成対象者が中小企業者である場合に限る

※従業員数が確認できる公的書類（登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要）

確認事項：従業員数

(1)～(15)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

(2) 燃料電池ごみ収集車申請の場合

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(3) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等） ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
	(4) 導入車両の代金の支払いに係る領収書 ※車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。	5MB
	(5) 導入車両の自動車検査証	5MB
	(6) 導入車両のリース契約書等 ※車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載がある書類も添付すること。 ※リース事業者が申請者に含まれる場合のみ必要	5MB
	(7) 転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	5MB
	(8) 貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の場合は不要	5MB
	(9) 国の交付決定通知書または額確定通知書 ※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB

(10) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の助成金受け渡しを行っていることを証明すること	5MB
(11) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	5MB
(12) 東京都実施の集中導入支援事業の実施に係る協定書	5MB
(13) 区市町村との関係性がわかる書類（業務委託の契約書等）	5MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請日から3か月以内に発行されたもの）

※地方公共団体を除く

確認事項：申請者情報との突合、資本金

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

※地方公共団体を除く

確認事項：税金の滞納がないこと、直近の書類であること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。

・令和5年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）

・窓口は都税事務所

・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・(廃業等)届出書」の写しを提出

・非課税の場合は、令和4年分又は令和5年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

- (3) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、商流

・車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

・車両本体価格（標準架装費用を含む）以外の費用は含めないこと（値引き等）

- (4) 導入車両の代金の支払に係る領収書（領収書、入金確認書等代金支払い証明）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、領収金額

・車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

(5) 導入車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、新車、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 初度登録年月日が令和6年4月1日から令和13年3月31日であること。
- ④ 使用の本拠の位置が東京都内であること。
- ⑤ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(6) 導入車両のリース契約書等

※リース契約の場合のみ必要

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること、車両情報

- ① 申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの
※印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等
- ② リース料金がわかるもの
- ③ 車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること

(7) 転リース料がわかる書類

※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要

※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること

確認事項：契約による事業者の関係、金額

(8) 貸与料金の算定根拠明細書

※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要

※国等複数年度交付助成の場合は不要

※国補助及び都補助相当額を減額してリースしていること

確認事項：金額

(9) 国の交付決定通知書または額確定通知書

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

確認事項：交付対象者、金額

(10) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類

※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要

確認事項：契約内容

- ① 受託者の燃料電池トラック導入すること

- ② 受託者の燃料電池トラックの導入費用について、委託元が国等複数年度交付助成の助成金相当額の補助を証明すること
- ③ 受託者は燃料電池トラック導入の際、委託元に車両番号等の情報を申告すること

(11) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(12) 東京都実施の集中導入支援事業の実施に係る協定書

確認事項：交付対象者、協定の内容

(13) 区市町村との関係性がわかる書類（業務委託の契約書等）

※導入車両の所有者または使用者が地方公共団体でない場合のみ必要

確認事項：協定書が結ばれている地方公共団体か、交付対象者、業務委託契約書の内容

(1)～(13)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

令和6年度受付期限 令和7年3月31日（月曜日）17：00まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※初度登録日から1年以内に申請をしてください。

（オンライン申請日＝受付日にて受付処理を行います。ご申請漏れがないよう
ご注意ください。）

(2) 申請可能台数

- ① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、
予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

- ② 1回の申請で複数台の車両を申請できます。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。詳細は7を参照

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc_truck

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
 - ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
 - ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
 - ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
 - ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
 - ・リース期間等については、導入した助成対象トラックを処分制限期間（5年）の間使用することを前提とした契約をしてください。なおリース事業者等が保有する助成対象トラックを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象トラックを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。
- ※原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象トラックを販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象トラックを所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

6 助成金額について

本助成金の助成対象経費は助成対象トラック車両本体価格またはリース契約に含まれる車両本体価格及びメンテナンス・サービス費用（以下「リース契約費用」という）であり、装備類及び納車に要する費用（装備類費用）等の諸費用は含みません。

※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

【燃料電池トラック】

(1) ①申請者が中小企業者ではない場合

助成対象 FC トラックの車両本体価格－（国補助額＋同等のディーゼルトラックの車両本体価格）

②申請者が中小企業者の場合

リース契約費用－（国補助額＋同等のディーゼルトラックの車両本体価格＋同等のディーゼルトラックのメンテナンス・サービス費用）

(2) 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(3) 助成上限額については以下のとおりです。

●中小企業者ではない場合

小型 1,300 万円／大型 5,600 万円

●中小企業者である場合

小型 2,600 万円／大型 9,600 万円

- 車両本体価格から、国補助等の額とディーゼル車両本体分を差し引いた額
※中小企業の場合は、車両リース価格（車両本体価格＋メンテナンス経費）に対する支援



▶ 助成対象企業が**大企業**の場合

助成対象経費(FCトラック本体価格)			
ディーゼル トラック 車両本体価格	メンテナンス サービス費用	都助成金額* 1,300万(小型) / 5,600万(大型)	国補助等

※記載金額は助成上限金額

▶ 助成対象企業が**中小企業者**の場合

助成対象経費(FCトラック本体価格＋メンテナンス経費)		
ディーゼル トラック 車両リース価格	都助成金* 2,600万(小型) / 9,600万(大型)	国補助等

※記載金額は助成上限金額

(4) 国補助等が申請できない場合には、

- ①申請者の事業者規模が中小企業者ではない場合は、車両本体価格－ディーゼル車両本体価格とする。
- ②申請者の事業者規模が中小企業者の場合は、(車両本体価格＋メンテナンス・サービス費)－(ディーゼル車両本体価格＋ディーゼル車両メンテナンス・サービス費)とする。

※申請者の規模定義については、以下 URL の「1.中小企業者の定義」をご確認ください。

中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業者のうち、以下（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合は、“申請者が中小企業者ではない場合”としてご申請ください。

(ア)	単独の大企業(注)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。
(イ)	複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している。
(ウ)	単独の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。

(注) 中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育

成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のもの

※上記（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合であるにもかかわらず、中小企業者として申請をされた場合は虚偽申請として判断される場合がございます。申請にあたっては申請事業者の規模についてよくご確認の上ご申請ください。

【燃料電池ごみ収集車】

(1) 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象トラック車両本体価格（以下「助成対象経費」という。）から助成対象経費に①5分の4をかけた額または②4分の3をかけた額から国補助等を差し引いた額とします。

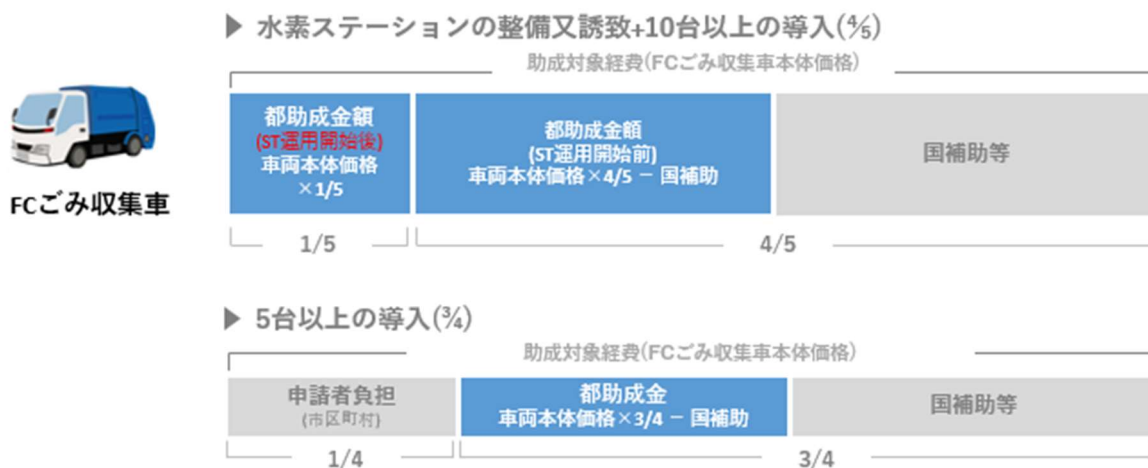
※ リース契約の場合は、助成対象トラックの「リース契約に含まれる車両本体価格」と読み替える。

(2) 水素ステーションの整備又は誘致を行い、10台以上導入をする場合は①の計算とし、5台以上導入をする場合は②の計算とします。

(3) 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(4) 水素ステーションの運用が開始された場合、助成対象経費から国補助等を差し引いた額のうち、支払っていない金額を支払う。（車両本体価格の1/5）

● 車両本体価格に $\frac{4}{5}$ （もしくは $\frac{3}{4}$ ）をかけた額から国補助等を差し引いた額



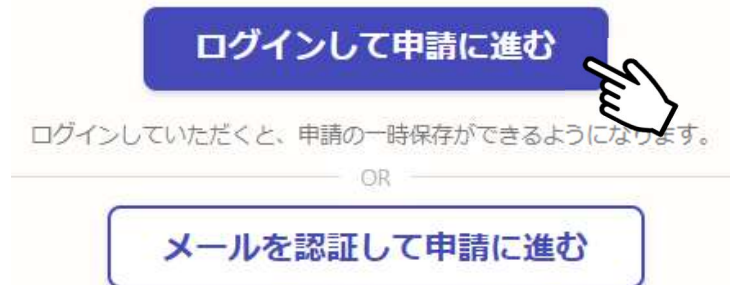
7 オンライン申請手続について

(1) オンライン申請

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

① Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③ 新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

IV 助成金を申請後に必要なこと

1 助成事業の経理（交付要綱第 18 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 6 年間保存してください。

2 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 8 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

3 債権譲渡について（交付要綱第 11 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4 交付決定の取消し（交付要綱第 12 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

(1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。

(2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

(3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

(4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

本助成金の返還（交付要綱第 13 条）、違約加算金（交付要綱第 14 条）、延滞金（交付要綱第 15 条）等については交付要綱をご確認ください。

5 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

① 助成対象トラックに対する以下の行為

- ・本助成金の交付の目的に反する使用
- ・譲渡（売却・名義変更） ・交換 ・廃棄
- ・貸付（リース事業者を除く） ・担保に供すること

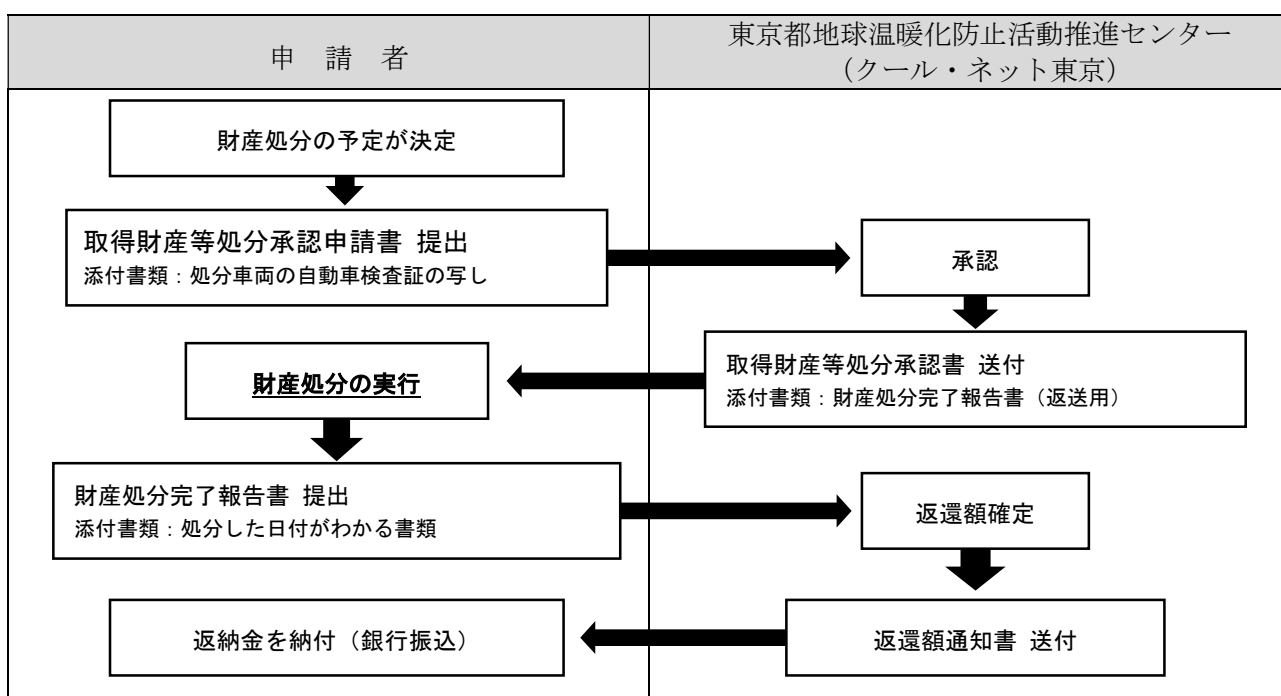
② 移転等により、助成対象事業で導入した燃料電池トラックの「都内」に関する要件を満たさなくなることを。

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録から起算)
燃料電池トラック	5年(60ヶ月)

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・事前にご連絡の上、承認申請は余裕をもって申請してください。
- ・承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし以下の場合には処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・クール・ネット東京が特に認める場合

燃料電池トラック実装支援事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和6年5月
令和7年1月
令和7年2月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 17 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。